

事務連絡
平成31年4月18日

各地域密着型サービス事業者 様

今治市健康福祉部
高齢介護課長

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

また、「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」の一部改正通知もありましたので、併せてお知らせします。